

## 令和2年度 庄内空港利用教育旅行支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、庄内空港発着の航空便（チャーター便を含む。）を利用した教育旅行の実施にあたり、学校に対し助成金を交付することにより、庄内空港の利用拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 学校

学校教育法に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校をいう。

#### (2) 教育旅行

学校が主催する修学旅行、研修旅行等で、児童、生徒が参加する旅行をいう。

### (交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、庄内空港を利用した教育旅行の実施主体である学校とする。

### (助成内容)

第4条 次の各号により教育旅行支援助成を実施する。

#### (1) 内 容

学校が主催する庄内空港を利用した教育旅行及び借上げバス代に対する助成。

#### (2) 教育旅行支援助成

山形県内の学校が催行する教育旅行に参加した児童・生徒の人数に応じた助成を別表1により実施。

#### (3) 借上げバス代助成

庄内地域以外の学校が教育旅行を実施するにあたり、集合場所（学校等）と庄内空港の間を移動する行程において、バスの借上げを行う場合、当該バスに要する借上げ料への助成を、別表2により要件に応じて実施。

### (助成期間)

第5条 助成金の交付対象となる教育旅行は、出発日が令和2年4月1日以降であり、到着日が令和3年3月31日までのものとする。

### (教育旅行届)

第6条 助成金の交付を受けようとする学校は、教育旅行届（様式第1号）に必要書類を添えて、原則としてその教育旅行の催行前に、庄内空港利用振興協議会（以下「協議会」という。）に提出するものとする。

### (認定)

第7条 協議会は、教育旅行届の提出があった場合、本要綱に適合し、かつ予算の範囲内であることを確認した上で、提出のあった学校に認定書を交付する。

(交付申請)

第8条 教育旅行支援助成金の交付を受けようとする学校は、交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、催行後、速やかに協議会に提出するものとする。

(助成金交付)

第9条 協議会は、前条の交付申請書の提出があった場合、確認の上受理し、当該申請のあった助成金を、原則として30日以内に交付する。

(概算払)

第10条 協議会は、学校からの申請に基づいて、概算払の方法により助成金を交付することができる。

2 学校が概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第3号)に必要な書類を添えて、協議会に提出するものとする。

(その他)

第11条 予算の都合上、助成期間中にかかわらず、助成額が予定の額に達した場合は、助成金の交付を終了することがある。

2 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

ただし、協議会における令和2年度予算の議決を前提とする。

[別表1] 教育旅行支援助成金【対象：山形県内の学校】

区分	庄内空港利用	助成額 【児童・生徒1人あたり】
教育旅行支援	往復利用	2,000円
	片道利用	1,000円

[別表2] 教育旅行支援助成金(借上げバス代助成)【対象：庄内地域以外の学校】

区分	庄内空港利用	助成額 【借上げバス1台あたり】
教育旅行支援 (借上げバス代助成)	往復利用	50,000円
	片道利用	25,000円